

ヘッダー・ビディング規約

2022年2月1日制定

この規約（以下「**本規約**」という）は、Outbrain Japan株式会社（以下「**Outbrain**」という）及びヘッダー・ビディング登録フォーム記載のパートナーが、ヘッダー・ビディング登録フォームに規定に従って行われる、1つ又は複数のユニファイド・オークションサービスを通じて促進されるパートナー・インベントリのためのユニファイド・オークションへの参加について規定するものである。

1. 定義

- a. 「**広告クライアント**」とは、広告主、代理店及びその他の広告需要を有するサードパーティーソースをいう。
- b. 「**広告型レコメンデーション**」とは、広告クライアントがOutbrainネットワークに提供する本レコメンデーションをいう。
- c. 「**本コンテンツ**」とは、グラフィックコンテンツ、テキストコンテンツ、オーディオコンテンツ（テキスト、データ、情報、写真、画像、グラフィック、オーディオ、動画その他のコンテンツを含む場合がある）をいう。
- d. 「**本データ**」とは、Outbrainがユニファイド・オークションサービスを通じて収集又は作成した全てのデータ（本契約に基づきパートナーに提供されたレポート又はその他のデータを含む）をいう。
- e. 「**リンク先ページ**」とは、本レコメンデーションをクリックすることによりアクセスできるウェブページ又はオンライン上の場所をいう。
- f. 「**エンドユーザー**」とは、パートナー・インベントリのエンドユーザーたる個人をいう。
- g. 「**パートナー・インベントリ**」とは、パートナーのウェブサイト、アプリケーション又はプラットフォーム上の在庫であって、ユニファイド・オークションサービスを通じて、又は、特定のユニファイド・オークションにおいて、パートナーがOutbrainに提供するものをいう。
- h. 「**本レコメンデーション**」とは、Outbrainが、ユニファイド・オークションサービスを通じてパートナー・インベントリに配信する本コンテンツの表示をいう。ここで、本レコメンデーションとは、広告型レコメンデーションと同義である。
- i. 「**ユニファイド・オークション**」とは、Outbrainが参加するユニファイド・オークションサービス内で行われる、パートナー・インベントリのためのプログラマティック・オークションをいう。
- j. 「**ユニファイド・オークションサービス**」とは、第三者が運営するサービス又はシステムのな接続であって、プログラマティック・オークションを促進し、プログラマティック・サプライ・サイド・パートナーその他のプログラマティック・バイヤーが、広告クライアントに代わってパートナー・インベントリへの入札を行うものをいう。

2. 収益及び支払い

- a. パートナーは、記入済みの正確な税務書類その他Outbrainが要求するこれに類する全ての資料（かかる税務書類及び資料を総称して「**税務資料等**」という）を、Outbrainに対し速やかに提供しなければならない。本契約中の別段の定めにかかわらず、Outbrainは、(a) Outbrainがパートナーの税務資料等を受領するまでの間、本契約に基づきパートナーに対して行うべき支払を、違約金又は遅延損害金の支払義務を負うことなしに留保し、(b)本契約に基づきOutbrainがパートナーに対して負う支払額から、Outbrainが支払義務を負う源泉徴収税（適用のあるもの）を、法律の定めるところにより控除することができる。Outbrainは、税務資料等を受領した場合には、前記(a)に基づきパートナーへの支払いが留保されている金額を、実務上合理的に可能な範囲で速やかに支払うための商業上合理的な努力を行う。パートナーへの全ての支払いは、適用され

る法律の規定に従い、所得税の源泉徴収及びこれに類似する控除の対象となる。

- b. パートナーは、支払いが適切に行われるよう、連絡先及び支払情報を正確にOutbrainに届け出なければならない。また、支払いにあたり、Outbrainの金融機関又は決済サービスプロバイダではなく、パートナーの金融機関又は決済サービスプロバイダに対し手数料が生じる場合には、かかる手数料はパートナーにおいて負担するものとする。Outbrainは、パートナーに対して支払われるべき金額が5000円を下回る場合は、パートナーに対して支払うべき金額が累計5000円を超える月までこれを支払う義務を負わないものとする。Outbrainの支払いに関する一切の紛争は、Outbrainに対して、当該支払いがなされた日から30日以内に書面で提起されなければならない。かかる期間経過後は、パートナーは、当該支払いに関し争う権利を放棄したものとみなされる。
- c. Outbrainが、その合理的な裁量の下、Outbrainがパートナーのパフォーマンスに不正若しくは無効な点があると考えるとき、又は、Outbrainが広告クライアントから返金を求められたときは、Outbrainは、パートナーへの支払いを留保し、相殺し、又は、当該支払いの返金を求める権利を有する。無効なアクティビティへの該当性は、いかなる場合にもOutbrainが判断を行う。無効なアクティビティは、以下の行為からなるものを含むがこれに限らない。
- i. 人物、ボット、自動プログラム又はそれに類似した手段により生成された広告型レコメンデーションの無効なクリック又はインプレッション（パートナーのIPアドレス又はパートナーの管理下にあるコンピューターからなされたクリック又はインプレッションを含む）
 - ii. 金銭の支払いを伴うクリック若しくはインプレッション、虚偽の表示により生成されたクリック若しくはインプレッション、又は、エンドユーザーに広告型レコメンデーションのクリックを行うこと若しくはその他の行為を要請したことにより生成されたクリック若しくはインプレッション
 - iii. (i)及び(ii)が相当量混ざりこんだクリック又はインプレッション
- d. Outbrainは、Outbrainが有する他の権利及び救済に加えて、(i) 本契約に基づきOutbrainがパートナーに負っている債務の支払いを留保し、又は、かかる債務を、本契約又は他の契約に基づきパートナーがOutbrainに対して負っている債務と相殺すること、及び、(ii) 過去にOutbrainからパートナーに対する過払いがあった場合には、Outbrainは、パートナーに対し、任意の請求書の発行から30日以内に、Outbrainに対し、当該金額の返金を行うよう求めることができる。パートナー・インベントリに広告型レコメンデーションを掲載したOutbrainの広告クライアントがOutbrainに対する支払を怠った場合、Outbrainは支払いを留保し、又は、パートナーに返金を求めることができる。

3. プライバシー

- a. Outbrain及びパートナーは、それぞれのウェブサイトにおいて、適用のある全ての法令に準拠したプライバシー通知又はプライバシーポリシーを、容易にアクセス及び発見が可能な形で継続的に掲載する。パートナーは、当該プライバシー通知又はプライバシーポリシーにおいて、パートナー・インベントリにおけるデータの収集及び利用にかかるサードパーティテクノロジーの使用について、開示を行わなければならない。Outbrainのプライバシーポリシーは、[このリンク](#)から閲覧することができる。
- b. 両当事者は、パートナー・インベントリを通じて取り扱われるエンドユーザーのデータに関しては、独立した管理者として位置づけられ、各当事者は、関連するデータ保護法の遵守については引き続き個別に責任を負うものとする。サードパーティクッキーの設置及び使用、並びに、該当するエンドユーザーからの取得が必要とされるクッキーに対する同意を取り付けることに関し全てのデータ保護法令を順守することは、パートナーの義務であり、Outbrainの義務ではない。パートナーは、Outbrainが、エンドユーザーのデータの取扱いに関して、パートナーが法令に即した取扱いをしていることに依拠していることを認識している。したがって、パートナーは、(i) パートナーが正当な利益（legitimate interest）に依拠する場合には、OutbrainによるOutbrainサービスの提供が考慮された正当な利益評価（legitimate interest assessment）をパートナーが完了していることを保証し、(ii) パートナーが同意に依拠する場合には、パートナーは、IAB Methodologyに則って（該当する場合）、同意管理プラットフォーム（consent management platformを指

す。以下本号において同様とする。)を通じてエンドユーザーにOutbrainを開示し、Outbrainに対して明確な同意又は明確な不同意のシグナルを送信すること(すなわち、パートナーは、同意管理プラットフォームを通じて、Outbrainに対して、無効又は有効でないシグナルを送信してはならない。)を保証する。パートナーは、同意に依拠する場合には、IAB Methodologyに従ってコンセントストリング (consent string) を収集し、全てのビッドリクエスト (bid request) において、コンセントストリングをOutbrainにオブジェクトとして提供するものとする。上記にかかわらず、両当事者は、エンドユーザーに対し、ユーザー選択メカニズム (user-choice mechanism、Network Advertising Initiative、Digital Advertising Alliance、European Digital Advertising Allianceのオプトアウトページ、又は、Outbrainのプライバシーポリシーを通じた直接的なオプトアウト、又は、その両方等) へのアクセスを提供しなければならない。エンドユーザーが、(Outbrainではなく) パートナーに対して通知が送られるメカニズム (デバイスの設定等) を通じて行動ターゲティング広告をオプトアウトした場合、パートナーは、当該エンドユーザーの広告IDその他の識別メカニズムをOutbrainに送信してはならない。Engage Data Sharing Agreement (<https://www.outbrain.com/legal#data-processing-agreement>) の条項は、本契約に組み込まれ、本契約の一部を構成するものとする。

4. ライセンス

- a. Outbrainは、本契約の有効期間 (以下「**本契約期間**」という) 中、パートナーが本契約の全ての条項を完全に遵守することを条件として、提供された様式及びフォーマットにてパートナー・インベントリにおいて本レコメンデーションの表示を行うことについての、限定的、非独占的、取消可能、サブライセンス不可、譲渡不可のライセンスをパートナーに許諾する。
- b. Outbrainは、本契約期間中、パートナーに対し、広告型レコメンデーションに組み込まれているOutbrainの商標、サービスマーク及びロゴ (総称して「**Outbrainマーク**」という。) を、本契約に基づくパートナーの権利及び義務に厳格に従って使用及び表示するための限定的、全世界的、非独占的かつ無償のライセンスを付与する。パートナーによるOutbrainマークの使用により築かれた信用 (good will) はOutbrainにのみ帰属する。Outbrainは広告型レコメンデーションを実装したパートナー又はパートナーのリストにパートナー及びパートナー・インベントリの名前を載せることができる (マーケティング資料及び販売資料を含む)。上記にかかわらず、各当事者は本契約に関するプレスリリース、又は、本契約で定める以外で自己のウェブサイト上で相手方の名前を使用する場合には、相手方の書面による同意を事前に得るものとする。
- c. 両当事者間においては、(a) ユニファイド・オークションサービスにおいて表示又は提供されるOutbrainマーク、本データ及び本コンテンツに関する全ての権利、権限及び利益 (パートナー・インベントリに由来する本コンテンツであってパートナーに帰属するものを除く) は、Outbrainに帰属し、(b) 本項(a) に定めるものを除き、パートナー・インベントリに関する全ての権利、権限及び利益 (ルックアンドフィールを含む)。また、これらに関する全ての知的財産権を含む) はパートナーに帰属するものとする。
- d. 本契約に基づき許諾されるライセンスは、本契約に明示的に規定されているものに限定され、黙示的に付与される権利は存在しない。本契約においてパートナーに明示的に付与されていない全ての権利は、Outbrainに留保される。

5. 禁止行為

- a. パートナーは、広告型レコメンデーションを、アダルトコンテンツ、猥褻なコンテンツ、性的コンテンツ、名誉を毀損するコンテンツ、中傷的コンテンツ、侵害的コンテンツ、虐待的コンテンツ、フェイクコンテンツ、虚偽コンテンツ、違法コンテンツ、並びに、ヘイトスピーチ若しくは差別を促進させるコンテンツ、銃器及び違法薬物の売買を促進するコンテンツ、又は、違法な行為に加担し若しくは加担することを促すコンテンツ、又は、16歳未満の児童向けのコンテンツを表示し若しくはこうしたコンテンツを含むページに実装しない。Outbrainは、独自の裁量で、いつでも、広告型レコメンデーションを無効にする権利を留保する。
- b. パートナーは、本契約において明示的かつ明確に許可された場合を除き、広告型レコメンデーションの複製、賃借、賃貸、売買、譲渡、移転、サブライセンス、逆アセンブル、リバースエンジニアリング、逆コンパイル (適用される法令により明示的に許可された範囲に限って行う場合を除く) を行ってはならず、ま

た、広告型レコメンデーションの全部又は一部を修正若しくは変更し、又は、第三者のために若しくは第三者の利益のために使用してはならない。

6. 契約解除

- a. 各当事者は、相手方が本契約に関し重大な違反を犯し、相手方が当該違反に関する書面による通知を受領してから7日間が経過しても当該違反が解消されない場合、いつでも本契約を解除することができる。
- b. 本契約は、ヘッダー・ビディング登録フォームに別段の定めがない限り、30日前の書面による予告通知をもって解除することができる。本契約の満了又は解除と同時に、本契約上の両当事者の全ての権利及び義務は消滅する。ただし、本契約第8条、第9条及び第11条並びにその性質上契約終了後も存続すべきその他の条項は、本契約の終了後も存続し、引き続き両当事者を拘束する。

7. 限定的保証及び補償

- a. 各当事者は相手方に対して以下の事項を表明し保証する。
 - i. 本契約を締結し、かつ、本契約に基づく義務を履行する権利、能力及び権限の一切を保有していること。
 - ii. 本契約の履行に際して、適用される法律、規則及び命令の一切を遵守すること。
- b. パートナーは、パートナー・インベントリに、(i) 違法な本コンテンツ、(ii) 第三者の知的財産権を侵害する本コンテンツ、(iii) わいせつ、名誉毀損、中傷的な内容又は第三者のパブリシティ権、プライバシー権若しくは人格権を侵害する内容を含む本コンテンツ、(iv) 意図的に、事実と異なる内容を含ませ又は事実を正確に反映していない内容を含む本コンテンツが含まれておらず、今後も含まれないことを表明保証する。
- c. 本契約のいかなる規定も、Outbrainが最低トラフィック量、クリック量、インプレッション量、使用量その他の事項について、Outbrainがパートナーに対して約束するものとは解釈されない。
- d. 本契約で明確に規定された場合を除き、いずれの当事者も、本契約、パートナー・インベントリ、Outbrainが提供する本コンテンツ及びその他の事項に関して、明示黙示を問わず、一切、表明又は保証を行わない（満足できる品質を有していること、若しくは、特定の目的（目的が何であるかを問わない）に適合するものであることについての黙示の保証、又は、サービスが中断なく若しくはエラーなく常時使用できることについての保証、サービス若しくは取引に際して生じるあらゆる保証を含む。）。
- e. Outbrainは、本コンテンツ（広告型レコメンデーションを含むがこれに限られない）に関していかなる表明保証も行わず、その内容、正確性、知的財産権の侵害、合法性及び品位、並びに、これらに対するパートナーの信頼について、責任や義務を負わないものとする。
- f. 各当事者（以下「**補償当事者**」という）は、相手方、相手方の親会社及び関連会社、並びに、それらの関連会社、取締役、役員、株主、社員、代表者、従業員及び代理人（以下あわせて「**被補償当事者**」という）を、本契約において定められた補償当事者の表明保証違反又は義務違反若しくはそのおそれが原因で第三者により提起された訴えに関するすべての請求、損失、責任、損害、費用、和解金、規制当局による調査結果、罰金、過料及びその他の支出（合理的な弁護士費用を含む）（以下総称して「**本クレーム**」という）から補償し、防御し、何ら損失を被らせないものとする。被補償当事者は、本クレームについて補償当事者に速やかに通知しなければならない。ただし、かかる通知の遅滞は、その遅滞により補償当事者が実際に損害を被った範囲を除き、補償当事者の義務を一切軽減しない。被補償当事者は、補償当事者の指揮の下、自らが選任し、費用を負担する弁護士と共に、本クレームの防御及び和解に参加する権利を有する。

8. 秘密保持

各当事者（以下「**受領当事者**」という）は、相手方（以下「**開示当事者**」という）の事業、技術、商品及びサービスに関する一定の情報及び資料（本契約の条件を含む）であって、機密であるもの又は開示の状況から機密であることが合理的に判断されるもの（以下「**秘密情報**」という）を受領しうることになることを認識する。秘密情報には、(a) 開示当事者による開示の前に受領当事者が知っていた情報、(b) 受領当事者が開示当事者の秘密情報に関係なく独自に開発した情

報、(c) 受領当事者の責によらずに公知であり又は公知となった情報、(d) 第三者が秘密保持義務に違反することなく受領当事者に開示した情報は含まれない。本契約において許可される場合を除き、受領当事者は、(aa) 自ら又は第三者のために秘密情報を使用せず、(bb) 自らの取締役、従業員、委託先、アドバイザー、投資家又は潜在的投資家であって、当該秘密情報を知る必要があり、かつ、当該秘密情報について本第8条と同等の秘密保持義務を負う者以外の第三者に秘密情報を開示してはならない。受領当事者は、開示当事者の書面による要請があった場合、遅滞なく秘密情報を返却又は破棄するものとする。上記にかかわらず、受領当事者は、適用される法令又は法令上の手続きにより要求される範囲において、秘密情報を開示することができる。ただし、当該開示は、受領当事者が、要求された開示について、開示当事者に対して遅滞なく書面による通知を行い、当該開示について異議を申し立て、又は、開示の範囲を制限するために開示当事者が行う努力に対し、(開示当事者の費用負担において) 受領当事者が合理的な協力を提供した場合に限り、行うことができるものとする。

9. 責任制限

- a. 当事者は、(i) 自ら又はその従業員若しくは下請業者の過失に起因する死亡又は人身傷害に関する責任、(ii) 詐欺又は悪意の不実表示に関する責任、(iii) 法令上免除又は限定できない責任については、相手方に対する責任を免除又は限定されないものとする。
- b. 第11.1条の定めにかつ該当する場合を除き、いずれの当事者も、本契約に関連し、又は、本契約違反により生じる(a) 特別損害、間接損害、付随損害、結果損害、(b) グッドウィル又は評判の損失、(c) データの損失、(d) 契約、取引、予想された節約の損失、(e) 利益の損失については、当該損失又は損害発生の可能性について当該当事者が知らされていたかどうかを問わず、また、当該損失又は損害がどのように発生したかを問わず、当該損害が契約法理論、不法行為(過失を含む)、法律上の義務又はその他の理論に基づくものであるかを問わず、一切の法的責任を負わない。
- c. 第11.1条の定めにかつ該当する場合、及び、当事者の一方が相手方の知的財産の侵害又は不正流用を行ったことに起因する責任を除き、いかなる場合も、本契約又は本契約の違反(契約法理論、不法行為(過失を含む)、法律上の義務又はその他の理論に基づくものであるかを問わない)に起因又は関連する当事者の責任総額は、(i) 1000万円、又は、(ii) 責任の発生原因たる事象(一連の関連する事象である場合は、当該事象の最初の事象)の発生の直近12ヶ月間にパートナーに支払われ又は支払われるべき本収益の金額の125%のいずれか大きい方を超えないものとする。
- d. 当事者は、本契約に規定された各当事者の責任に関する制限が、いかなる状況においても合理的であると受け入れることを相互に確認する。

10. 輸出管理

パートナーは、輸出に関する全ての法律、規制、並びに米国商務省、米国財務省外国資産管理局(以下「OFAC」という)その他米国若しくはその他の国の機関若しくは当局の規則を遵守する。また、パートナーは、当該法律、規制、規則に違反してユニファイド・オークションサービスを輸出せず、また、輸出若しくは再輸出を許可しない。パートナーは、上記に同意し、また、パートナーが制限国に所在しておらず、制限国の支配下におかれておらず、制限国の国民又は居住者ではないことを表明保証する。パートナーは、パートナー又はパートナーの持分若しくは支配権を有する個人、団体、組織、取締役その他の役員が、米国の法律、規則、命令により米国企業及び個人が取引することを禁じられている個人、団体、組織(特定国籍業者リストに列挙されている者を含む)に該当しないことを表明し保証する。

11. 反社会的勢力の排除

- a. 各当事者は、現在及び将来、以下に該当しないことを表明する。

暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなつてから5年が経過していない者、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに相当する者。

- b. 当事者が11.aにつき虚偽の表明をした場合、相手方は、他の権利及び救済手段に影響を与えることなく、本契約を終了することができる。

12. 雑則

- a. 本契約は日本法に準拠して解釈され、抵触法に関する規定や国連国際物品売買条約の適用はないものとする。
- b. 当事者は、本契約に関連して生じる一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- c. 両当事者は、本契約の条項の記載に従って義務の履行がなされない場合、回復不可能な損害が生じ得ることを認識している。これにかんがみ、両当事者は、法令上認められる救済に加えて、本契約違反を防止し、本契約の実効性を確保するために、各当事者が差止による救済措置を受ける権利を有することに同意する。
- d. 各当事者は独立した契約者であり、本契約のいかなる内容も、当事者間にパートナーシップ、ジョイントベンチャー、代理その他の関係性を構築するものとは解釈されない。
- e. 当事者が本契約に基づく権利を行使せず、又は相手方の義務の履行を求めないことは、いかなる範囲においても、当該権利又は義務を放棄したものとみなされない。また、当事者が、相手方による本契約上の義務の不履行又は違反に関して有する権利を放棄した場合であっても、本契約上の他の義務の不履行若しくは違反、又はその後の不履行若しくは違反に関して有することとなる権利を放棄したものとみなされない。
- f. いずれの当事者も、当事者の合理的な支配を超えた事由による義務の不履行について責任を負わないものとする。
- g. 本契約は、本契約の目的たる事項に関する当事者間の完全な合意を構成するものであり、当該目的に関する書面又は口頭による全ての事前又は同時に交わされた合意又は了解に取って代わるものとする。
- h. ヘッダー・ビディング登録フォームは、両当事者が署名した書面によってのみ、修正又は、変更することができる。
- i. 本規約は、上記の日付より有効とする。Outbrainは、本規約を随時変更することができるものとし、変更後の契約条件は、変更後の利用規約によるものとする。
- j. 本契約の見出しは、参照の便宜を図るためのものにすぎず、法的な効力は有しない。
- k. 本契約は、電磁的記録の送信又は完全かつ正確な複製が可能なその他の方法により締結することができる。かかる方法によって交付された本契約の副本は、あらゆる目的においてその原本とみなされる。
- l. 本契約は、複数の副本により締結することができ、各副本はいずれも正本とみなされ、その全てが一体となって一つの契約を構成する。
- m. 本契約中の条項が、その理由にかかわらず有効ではないと判断された場合、当該条項は、当該条項が有効なものとなるために必要な限度で修正される。修正によって有効な条項とすることができない場合、当該条項は本契約から分離され、本契約の残りの条項は完全に有効なものとして存続する。
- n. 各当事者は、相手方の書面による事前の同意がない限り、本契約又は本契約上の権利若しくは義務を譲渡してはならない。ただし、(i) 法律の適用上当然に譲渡される場合、合併、組織再編、買収若しくは支配権の変更の結果として譲渡される場合、及び、(ii) Outbrainがグループ企業に対して譲渡する場合はこの限りではない。上記を条件として、本契約は、両当事者、及び、承継人又は譲受人となることを許された者を拘束し、それらの者の利益のために効力を生ずるものとする。